平成２９年（フ）第７４０号
東京都国分寺市本町４丁目17番２―202号都営国分寺本町四丁目アパート
破産者　福田　秀樹
1　決定年月日　平成30年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第１０８９号
東京都立川市上砂町１丁目３番地の６バンブービレッヂ６号
破産者　福田　博美
1　決定年月日　平成30年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第１０９２号
東京都小平市花小金井６丁目29番２―308号、商業登記簿上の本店所在地東京都武蔵野市吉祥寺南町１丁目31番２号
破産者　株式会社日本工芸社
1　決定年月日　平成30年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第１０９３号
東京都小平市花小金井６丁目29番２―308号
破産者　石田　一雅
1　決定年月日　平成30年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第２１０１号
神奈川県藤沢市善行１丁目10番地の14
破産者　有限会社蘇木
1　決定年月日　平成30年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２２４２号
横浜市神奈川区大口通137番地９クリエール山内202
破産者　イーキャスト株式会社
1　決定年月日　平成30年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第５７４号
川崎市麻生区下麻生３丁目８番２号
破産者　Ｖａｌｕｅ　Ｃｒｅａｔｉｏｎ株式会社
1　決定年月日　平成30年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第３３８号
静岡県三島市本町14番17号
破産者　有限会社大庭海苔店
1　決定年月日　平成30年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２９年（フ）第４５４号
京都市伏見区深草西浦町８丁目42番地
破産者　株式会社Ａｃｔｉｖｅ　ｃｒｅｗ
1　決定年月日　平成30年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２９年（フ）第３４号
北海道小樽市新光２丁目７番112号　新光Ｃ住宅１号棟、前住所北海道小樽市末広町３番17号　平山アパート１Ｆ
破産者　髙橋　英二
1　決定年月日　平成30年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所小樽支部

平成２９年（フ）第７３号
北海道網走郡津別町字活汲237番地27
破産者　大久保　愛
1　決定年月日　平成30年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２９年（フ）第１２４号
岩手県九戸郡軽米町大字小軽米第９地割78番地16、開始決定時の住所盛岡市岩清水７番８号　クレア白百合202号
破産者　横羽　幸雄
1　決定年月日　平成30年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２９年（フ）第２１９号
岩手県奥州市水沢区佐倉河字玉貫20番地、前住所盛岡市東山１丁目９番２号
破産者　菊地　美樹（旧姓鎌田）
1　決定年月日　平成30年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２９年（フ）第５９号
栃木県栃木市沼和田町14番９号　愛宕ハイツＰ１　２号、従前の住所東京都東久留米市柳窪２丁目６番４号　ビューハイム武蔵野713
破産者　岩下　真也
1　決定年月日　平成30年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２９年（フ）第６５号
栃木県小山市乙女２丁目28番35号
破産者　青木　康至
1　決定年月日　平成30年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２９年（フ）第１２８号
新潟市南区西白根１番地７　Ｄ棟、前住所新潟市南区能登２丁目12番21号　ソルラング弐番館201号（旧住所）新潟市西蒲区横戸447番地
破産者　坂井恵理子
1　決定年月日　平成30年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第３１８号
新潟市西区寺地555番地５
破産者　三浦　和美
1　決定年月日　平成30年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第３８７号
新潟市中央区神道寺南１丁目３番５号
破産者　高井　章夫
1　決定年月日　平成30年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１２０号
富山市新根塚町１丁目３番36号
破産者　吉田　貴一
1　決定年月日　平成30年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部